

仕様書（案）

1 件名

大田区障がい者実態調査業務委託

2 目的

障がい者の生活状況、障害福祉サービス等の利用状況及びサービス事業者の実態等を把握するための調査を行い、次期「おおた障がい施策推進プラン（大田区障害者計画、第6期大田区障害福祉計画、第2期大田区障害児福祉計画、大田区発達障がい児・者支援計画）」等の策定のための基礎資料を得ることを目的とし、大田区に対する調査票作成に係る助言及び支援に関わることを行う。

3 委託期間

契約締結日から平成32年3月19日（木）まで

4 履行場所

大田区福祉部障害福祉課

5 調査方法

- (1) 以下8(1)の調査対象及び調査件数の調査対象者に郵送により調査票を発送する。回収は、郵送及び東京共同電子申請・届出サービスを使用した電子申請（パソコン、携帯電話、スマートフォン）による回答とする。調査票の返送先は障害福祉課障害者支援担当（計画・地域生活拠点整備）とする。
- (2) 調査票の郵送回収には、料金受取人払の返信用封筒を使用すること。なお、調査票の発送及び返送の費用は受託者の負担とする。
- (3) 電子申請による回答には、大田区福祉部障害福祉課の専用メールアドレスを使用すること。

6 納入物件の帰属

受託者は、本業務に係る成果について、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の権利（著作権法第21条から28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に、区に無償で譲渡するものとする。

7 調査票の作成

- (1) 調査票の調査項目・内容を検討する内部検討会等に参加し、助言・提案等を行うこと。
- (2) 調査票は、以下8(1)の調査対象ごとに作成し、返信用封筒を含んで50g以内に収まるようにすること。

8 調査票の印刷（予定）

(1) 調査対象及び調査件数

- ア 18歳以上調査（4,500件）
身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者、難病患者
- イ 18歳未満調査（1,500件）
身体障がい児、知的障がい児、精神障がい児、発達障がい児、難病児
- ウ サービス事業者調査（200件）
- ※ 調査対象及び調査件数については、変更する可能性がある。

(2) 紙質及び刷色

- ア 数量（予定）
6,500部
（内訳）18歳以上調査票：4,500部、予備100部
18歳未満調査票：1,500部、予備100部
サービス事業者調査票：200部、予備100部

- イ 紙質等
再生色紙

- ウ 刷色
黒

※ 調査票は、対象区分によって用紙の色を変えるものとする（色は区と打ち合わせる）。

(3) その他

- ア 調査票（サービス事業者用を除く）には、漢字及びカタカナにひらがなのルビをふる。
- イ 調査票には、電子申請用の二次元バーコード及びID・パスワードの印刷を行う。
- ウ 原稿の校正は3回とし、版下原稿を提出のうえ、区の確認を受ける。
- エ 各調査票予備100部を区に納める。

9 発送用及び返信用封筒の作成

(1) 発送用封筒（角2）

- ア 数量（予定）
6,300部（内訳：発送用6,200部、予備100部）
- イ 刷色
みどり（担当部署名）、朱色（郵便番号枠）
- ウ 様式等
別紙 見本1のとおり

(2) 返信用封筒（長3・テープ付き）

- ア 数量（予定）

6,300部（内訳：発送用6,200部、予備100部）

イ 刷色

濃い青（宛先・郵便番号・受取人払承認印・バーコード）、朱色（郵便番号枠）

ウ 様式等

別紙 見本2のとおり

(3) その他

ア 指定のカスタマーバーコードを印刷すること。

イ 料金受取人払に関する承認申請手続きは区が行い、返信に係る郵送料は、受託者の負担とする。

ウ 印刷校正の際には版下原稿を提出し、区の確認を受けること。

エ 発送用封筒及び返信用封筒の予備各100部を区に納めること。

10 調査票の発送

(1) 区から渡す宛名ラベルを貼付のうえ、上記9(2)で作成する返信用封筒を同封して発送すること。

(2) 宛名ラベルは、受託者が区から引き取ること。

(3) 発送日は、別途、区から指示する。

(4) 発送費用は、受託者負担とする。

11 調査票の納品日

別途、区から指示する。

12 回答調査票の授受

(1) 調査の回答期限後、区が開封後調査票及び電子申請による回答データを取りまとめ、受託者に引き渡す。

(2) 回答期限後一定期間（概ね2週間）内に回答があったものも集計の対象とする。

(3) 引き渡しの時期は、別途、受託者と協議のうえ決めることとし、回答調査票及び電子申請による回答データは受託者が引き取りに来ること。

13 調査結果の集計及び分析

(1) 集計

ア 設問項目ごとの単純集計及び基本属性とのクロス集計を行うこと。

イ 障害福祉課からの指示又は受託者の提案により、設問項目間の有効なクロス集計及び日常生活圏域ごとの集計を行うこと。

ウ 調査票の自由回答欄を分類整理し、まとめること。

(2) 分析

ア 調査対象ごとの調査目的、調査のねらい等に沿った分析を行うこと。

イ 必要に応じて、日常生活圏域ごとの分析を行うこと。

14 報告書等の作成

(1) 成果物

ア 実態調査報告書（音声コード付き）

(ア) 数量（予定）

350部（A4版、250～300頁程度）

(イ) 紙質等

表紙は再生コート紙（色は区と打ち合わせる）、本文は再生紙

(ウ) 刷色

黒

(エ) 校正

3回

イ 実態調査報告書概要版（音声コード付き）

(ア) 数量

350部（A4版、25～30頁程度）

(イ) 紙質等

表紙は再生コート紙（色は区と打ち合わせる）、本文は再生紙

(ウ) 刷色

黒

(エ) 校正

3回

ウ 実態調査報告書版下原稿（紙）

1部

エ 実態調査報告書版下原稿（CD-ROM）

正副各一式

オ 調査票自由回答欄のまとめ

（ExcelまたはWordで作成し、CD-ROMにて提出）

正副各一式

カ 入力データ（CD-ROM）

正副各一式

(2) 納品日

平成32年3月19日（木）

(3) 納品先

大田区福祉部障害福祉課障害者支援担当（計画・地域生活拠点整備）

15 スケジュール（予定）

平成31年6月中旬まで	調査項目案の作成
平成31年6月下旬	第1回 大田区障がい者施策推進会議
平成31年10月下旬	第2回 大田区障がい者施策推進会議

平成 31 年 11 月下旬	調査票発送
平成 31 年 12 月下旬	調査回答期限
平成 32 年 1 月中旬	調査結果の概要資料作成
平成 32 年 2 月中旬	第 3 回 大田区障がい者施策推進会議
平成 32 年 3 月上旬まで	集計・分析・報告書作成
平成 32 年 3 月 19 日（木）	成果物納品期限

※ スケジュールは、変更となる可能性がある。

※ 調査項目案、調査票案、調査結果の概要資料は、大田区障がい者施策推進会議に提出すること。

※ 大田区障がい者施策推進会議については、別紙 1 「大田区障がい者施策推進会議設置要綱」を参照のこと。

16 大田区障がい者施策推進会議の運営支援

実態調査についての会議用資料を作成し、会議に出席すること。

※ 会議は、3 回（会議時間は 1 回 2 時間程度）を予定（開催時期は上記「15 スケジュール」参照）。

※ 会場は、障がい者総合サポートセンター又は大田区役所本庁舎で行う。

※ 実態調査に関する討議は議事録としてまとめ、会議終了後 3 日以内に区に提出すること。

17 支払

検査終了後、請求に基づき一括で支払う。

18 個人情報の取扱い

個人情報の保護については、「大田区個人情報保護条例（平成 10 年条例第 66 号）」及び「（別紙 2）個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」を遵守すること。

19 その他

- (1) 受託者は、業務の進捗状況を電子メール又は電話にて、区に随時報告すること。
- (2) 受託者は、区の委託目的及び調査の意図を十分に理解したうえで作業にあたること。不明の点が生じたときは速やかに区に確認すること。
- (3) 調査の実施に伴い、受託者が区の有する資料・情報を必要とするときは、事前に区に申し出ること。区はその必要性を認めたとき、これを受託者に提供する。
- (4) 受託者は、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とする保険に加入すること。
- (5) 受託者は、業務の実施に当たり、労働基準法や最低賃金法をはじめとする関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図らなければならない。
- (6) 契約期間中に国等から示される指針等があった場合及び国等から示されている指針等に変更があった場合は、当該指針等に基づき調査の内容等を修正・変更する場

合がある。

- (7) 本仕様書の内容について疑義が生じた場合及び本仕様書に定めがない事項で、業務の遂行に当たり必要な事項は、区と受託者の協議により決定するものとする。
- (8) 本業務の遂行に当たり、事故が生じたときは、遅滞なくその状況を書面で報告すること。
- (9) その他、本仕様書に定めのない細部は、区の指示に従うものとし、事務手順及び日程等の詳細は、区と十分協議し進めること。
- (10) 受託者は実務経験のある熟練者を本件に参画させ、業務の正確性を期すこと。